

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8年 2月 5日
契 約 業 者 名	R 7・R 8 関東MC管内橋梁（溝橋）診断業務国際航業・東洋設計設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	東京都新宿区北新宿2-21-1
業 務 の 名 称	R 7・R 8 関東MC管内橋梁（溝橋）診断業務
業 務 場 所	関東地方整備局管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	本業務は、橋の健全性の診断の区分の決定を行うために最も重要な情報として、橋の状態を把握し、橋の性能の推定等の技術的な評価を行い、必要な橋の性能を確保の観点から、橋の上部構造、下部構造、上下部接続部の部材群の集合(以下、「要素」という。)の力学的な機能を担う部材群(システム)が果たす役割を踏まえ、次回定期点検までの措置の必要性等の検討し記録を行うものとする。 また、橋梁管理カルテの作成・更新を行うものとする。
履 行 期 間 (自)	令和 7年 4月 1日
履 行 期 間 (至)	令和 8年 6月 30日
変 更 前 の 契 約 金 額	235,378,000円(税込み)
変 更 金 額	-63,679,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	171,699,000円(税込み)
変 更 理 由	(1) 橋梁（定期点検）診断 1) 現地精査の結果、橋梁診断の橋梁数を171橋減工とする。 2) 橋梁定期点検要領の改訂により、点検調書の作成様式が増加したため増工とする。 (2) 橋梁管理カルテ作成・更新 1) 定期点検検査対象橋梁の橋梁管理カルテ作成・更新 ・ 現地精査の結果、橋梁管理カルテ作成・更新の橋梁数を171橋減工とする。 ・ 橋梁定期点検要領の改訂により、橋梁管理カルテ作成（様式3-1）と橋梁管理カルテ更新（様式3-1）のA表～C表のうち、C表のみ作成を行うため減工とする。 2) 橋梁管理カルテ更新（様式3-1、様式3-3） 現地精査の結果、橋梁管理カルテ更新（様式3-1、様式3-3）第三者被害の橋梁数を127橋増工とする。